

議案第 5 1 号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成 1 1 年条例第 2 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

令和 8 年 2 月からスマホ市役所の本格的な運用を開始するに当たり，窓口交付又は多機能端末機による交付に係る手数料のみ定められている事務について，スマホ市役所からの申請等に対応する金額の定めがないことから，申請等があった場合にも対応できる規定とするため，本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成 1 1 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第 1(第 2 条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1) 及び(2) （略）	(略)	(略)
(3) 印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書交付手数料	ア <u>窓口で交付するもの</u> 1 件 300 円 イ <u>多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)</u> により交付するもの 1 件 200 円
(4) から (8) まで （略）	(略)	(略)
(9) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 12 条第 1 項並びに第 12 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 8 項の規定による住民票の写し又は同法第 15 条の 4 第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定による除票の写しの交付	住民票の写し又は除票の写しの交付手数料	ア <u>窓口で交付するもの</u> 1 件 300 円 イ <u>多機能端末機により交付するもの</u> 1 件 200 円
(10) から (28) まで （略）	(略)	(略)
(29) 所得及び資産に関する証明	所得及び資産に関する証明手数料	ア <u>窓口で交付するもの</u> 1 枚 300 円 イ <u>多機能端末機により交付するもの</u> 1 枚 200 円
(30) から (137) まで （略）	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)及び(2) (略)	(略)	(略)
(3) 印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書交付手数料	ア <u>多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)以外の方法により交付するもの</u> 1件 300円 イ 多機能端末機により交付するもの 1件 200円
(4)から(8)まで (略)	(略)	(略)
(9) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項並びに第12条の3第1項、第2項及び第8項の規定による住民票の写し又は同法第15条の4第1項及び第3項から第5項までの規定による除票の写しの交付	住民票の写し又は除票の写しの交付手数料	ア <u>多機能端末機以外の方法により交付するもの</u> 1件 300円 イ 多機能端末機により交付するもの 1件 200円
(10)から(28)まで (略)	(略)	(略)
(29) 所得及び資産に関する証明	所得及び資産に関する証明手数料	ア <u>多機能端末機以外の方法により交付するもの</u> 1枚 300円 イ 多機能端末機により交付するもの 1枚 200円
(30)から(137)まで (略)	(略)	(略)

付 則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。